

有料老人ホーム等での「飲食料品の提供」に係る適用税率について

- 適用税率は、「売り手」が「取引時点」で判断する（買い手の用途を問わない。）。
- 消費税は「取引課税」なので、「売上げ」と「仕入れ」（経費）は別の取引と考える。
→ 仕入れ（経費）は標準税率（10%）で売上げは軽減税率（8%）ということも、その逆もありうる。
- ※ 下記イメージのほか、例えば、給食サービス事業者が病院との間で給食調理委託契約を締結した場合、病院は入院患者に対して病院食を消費税「非課税」で提供することもあるが、その場合であっても、同契約に基づく取引の適用税率の判断に影響を及ぼすものではない。

（イメージ）

